令和８年１１月１０日
ＴＫＣシステム開発研究所

＜解説＞「控除対象扶養親族」の「区分」欄の番号の意味

源泉徴収票の「控除対象扶養親族」の「区分」欄について、国税庁ホームページの「令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」では、下記１、２のとおり記載することとされています。システムの印刷内容は下記３のとおりです。

１．「控除対象扶養親族」が非居住者である場合の「区分」欄の記載方法

控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。

●控除対象扶養親族の分類

控除対象扶養親族等の分類	記載方法
居住者	00
非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）	01
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生(※１)）	02
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）	03
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金(※２)）	04

※１　「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。

※２　「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者をいいます。

※３　30 歳以上 70 歳未満の非居住者が上記 02～04 の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

２．特定親族が「特定親族特別控除」の適用を受ける場合の「区分」欄の記載方法

特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、 源泉控除対象親族のうちに令和８年中の合計所得の見積額が 100 万円以下の特定親族がいる場合）は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、特定親族各人別の令和８年中の合計所得の見積額）に応じて、区分の 欄に次のように記載してください。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分		合計所得金額
	特定親族が居住者	特定親族が非居住者	
63 万円	10	11	58 万円超　85 万円以下
61 万円	20	21	85 万円超　90 万円以下
51 万円	30	31	90 万円超　95 万円以下
41 万円	40	41	95 万円超　100 万円以下
31 万円	50	51	100 万円超　105 万円以下
21 万円	60	61	105 万円超　110 万円以下
11 万円	70	71	110 万円超　115 万円以下
6 万円	80	81	115 万円超　120 万円以下
3 万円	90	91	120 万円超　123 万円以下

※次の場合には、「58万円超」に読み替えてください。

（１）令和８年11月30日以前に年末調整を行った場合。

（２）年末調整を行っていない方で、令和８年11月30日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載

されたところに応じて源泉徴収票を作成する場合。

（注）１　受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。

２　この欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。

３．システムの印刷内容

(1)　「控除対象扶養親族等」の「区分」欄

源泉徴収票・給与支払報告書の「控除対象扶養親族等」の「区分」欄は、年調社員情報で入力したその親族の「非居住者」欄の要件の選択に応じて、下記(1)のとおり印刷されます。

ただし、生年月日に基づく年齢が「16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上」に該当する場合は、「留学」「障害者」「38 万円以上の支払」を選択している場合であっても、「16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上」が選択されているものとして、「01」を印刷します。

「非居住者」欄の要件の選択（入力内容）	印刷内容
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上	01
留学	02
障害者	03
38 万円以上の支払	04

（注）「いずれにも該当しない」を選択していた場合は、控除対象扶養親族に該当しないものとしてシステムで自動判定されます。

(2)　特定親族が「特定親族特別控除」の適用を受ける場合の「区分」欄

上記２．のとおり印刷されます。

【ご参考（「摘要」欄の「退職手当等を有する扶養親族」が非居住者の場合の印刷内容）】

「摘要」欄に印刷される「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」の氏名等について、その扶養親族が非居住者に該当する場合は、上記(1)の要領で、「(01)」等が印刷されます。

例：(1)田中　一郎 退扶 平成 10 年 2 月 2 日 住所（01）480,000 円 ひとり親

以上